

労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

論点案

【論点①】 メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供すべきか。情報を提供することとする場合、労働者の個人情報の保護等にも配慮する必要があるが、どこまでの情報を提供することが妥当か。

【論点②】 支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについてどのように考えるか。

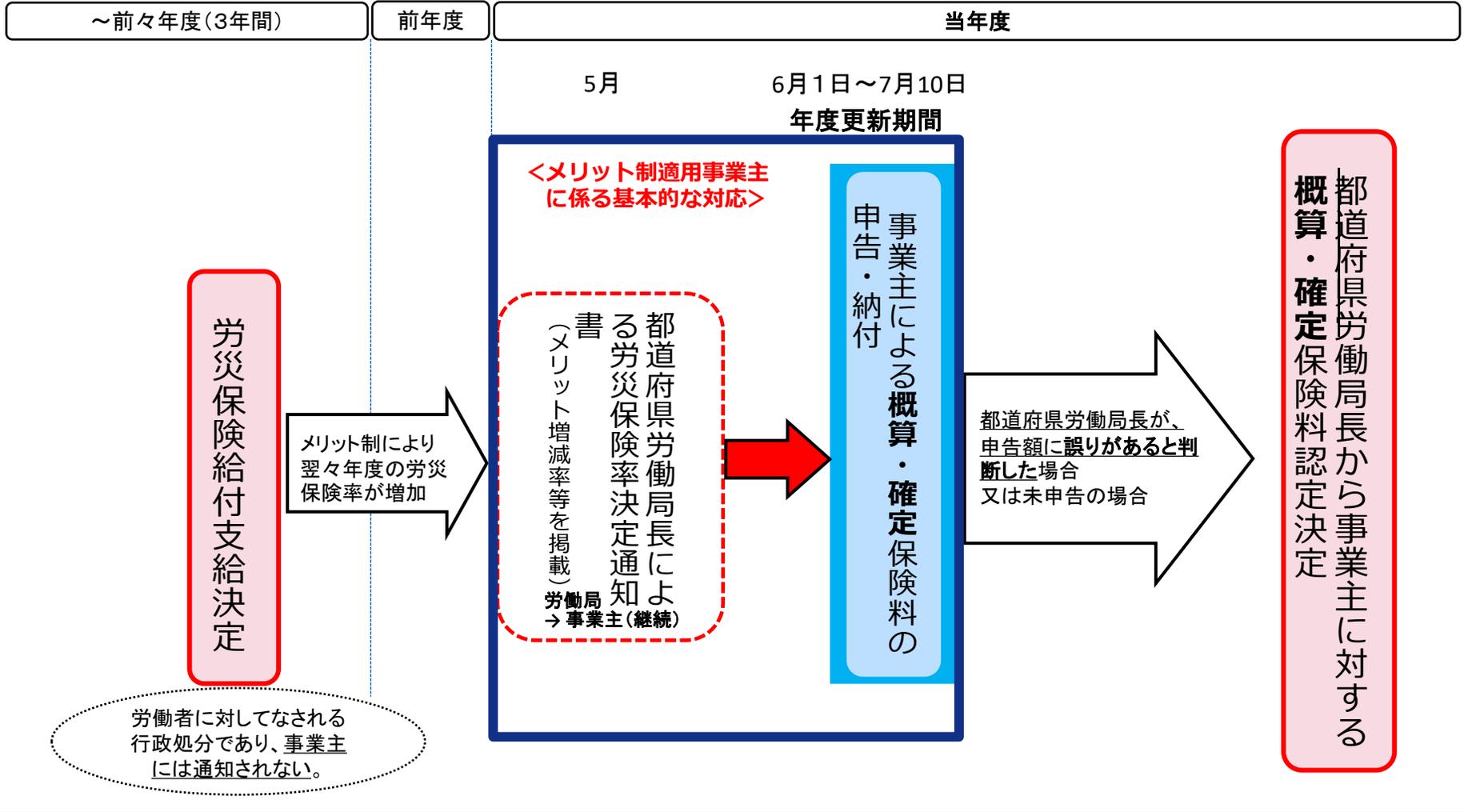
【論点①】メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供すべきか。

情報を提供することとする場合、労働者の個人情報の保護等にも配慮する必要があるが、どこまでの情報を提供することが妥当か。

【論点①】 メリット制適用事業主への情報提供

メリット制適用の流れ

(※) 赤枠は行政、水色枠は事業主における対応



(参考) メリット制適用事業主に通知される内容 (1)

労災保険率決定通知書

令和 〇年 〇月 〇日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官
東京労働局長

労災保険率決定通知書

貴事業場における令和 〇年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び同法第12条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業（継続事業）

府県	所轄 管轄(1)	基幹番号	枝番号	① 労働保険番号	② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	特別メリット制適用		⑦ 改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥)
								⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	
						%	%	1000分の	1000分の	0.60

2. 建設の事業及び立木の伐採の事業（一括有期事業）

府県	所轄 管轄(1)	基幹番号	枝番号	① 労働保険番号	② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	特別メリット制適用		⑦ 改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥) の「*」 のとおり
								⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	
						%	%	1000分の	1000分の	0.60

事業の種類	適用	増減率																
		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
31 木力発電施設、ずい道等新設事業		25.60	22.33	23.90	25.03	27.23	28.90	31.00	32.33	34	35.75	37.30	39.03	40.00	42.53	44.03	45.00	47.30
32 道路新設事業		6.80	7.30	7.80	8.40	8.93	9.40	9.90	10.40	11	11.20	12.00	12.50	13.00	13.90	14.20	14.60	15.90
33 舗装工事		5.60	6.00	6.40	6.80	7.20	7.60	8.00	8.50	9	9.20	9.60	10.20	10.80	11.30	11.70	11.90	12.30
34 鉄道又は軌道新設事業		5.60	6.00	6.40	6.80	7.20	7.60	8.00	8.50	9	9.20	9.60	10.20	10.80	11.30	11.70	11.90	12.30
35 建築事業		5.80	6.30	6.80	7.25	7.70	8.10	8.60	9.05	9.5	9.95	10.30	10.85	11.30	11.75	12.10	12.65	13.00
38 既設建築物設備工事		7.40	8.00	8.50	9.00	9.20	9.20	9.30	9.40	11	12.20	13.10	13.70	14.20	14.85	15.40	15.90	16.50
36 機械設置の組立て又は組付けの事業		2.80	3.10	3.20	3.40	3.60	3.80	4.00	4.20	5	5.20	5.40	5.60	5.80	6.00	6.20	6.40	6.60
37 その他の建設事業		8.30	8.90	10.00	11.00	12.10	12.80	13.30	14.20	15	15.70	16.40	17.10	18.00	18.80	19.20	20.00	21.70
02 林業		34.00	36.50	38.10	41.20	42.20	45.80	48.40	52	54.20	57.60	59.70	62.20	64.90	67.40	69.90	72.40	75.90

1. 貴事業場の特別メリット制の適用は、「特別メリット制適用」欄の、「=」で消去されていない方が該当します。
2. 「適用」欄に「*」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。
3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率(1000分の0.6)を含みます。
4. 立木の伐採の事業は事業の種類「02又は03林業」に該当します。
5. 徴収施行規則第25条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減率」及び同規則第26条の6に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特別増減率」は裏面のとおりです。

建設業・林業等の一括有期事業では工事等開始年度の労災保険率、工事等終了年度のメリット増減率を使用します。また、本通知書は令和6年度の労災保険料（概算・確定）の算定に使用しますので、令和7年度の年度更新まで大切に保管しておいてください。
令和6年度の年度更新（令和5年度の確定保険料の申告）では昨年届付した令和5年度通知書記載のメリット増減率（メリット制の適用がある場合のみ通知）により算定してください。

○ メリット制が適用される事業主に対しては、「労災保険率決定通知書」により、その事業場における労災保険給付の支給額が反映された労災保険率（メリット料率）が通知される。

(労災保険率決定通知書の主な記載事項)

- ・ メリット料率
- ・ メリット収支率
- ・ メリット増減率
- ・ 業務災害に係る率
- ・ 非業務災害率

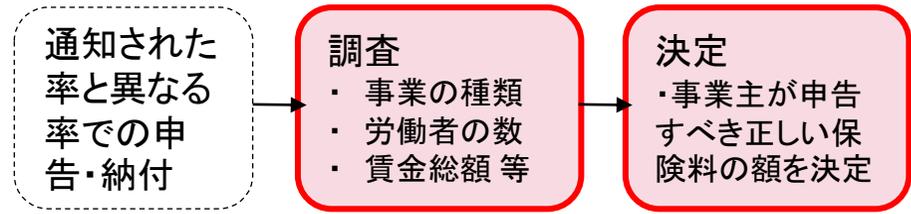
(参考) メリット制適用事業主に通知される内容 (2)

認定決定とは

- 事業主が申告書を提出しない 又は申告書の内容に誤りがある場合に、徴収法第43条に基づき調査を行い、政府が職権で労働保険料の額を決定し、「認定決定通知書」により通知する仕組み

認定決定通知書

(認定決定の流れ)



(認定決定通知書の主な記載事項)

※メリット制が適用される場合

- ・ 賃金総額
- ・ 労災保険率 (注: 労災保険率決定通知書で通知した率)
- ・ 保険料額
- ・ 認定決定の理由 (「メリット料率の誤り」「役員分 (賃金総額への) 誤算入」等、事業主等が申告した労働保険料に差額が生じた根拠)

【論点①】 メリット制適用事業主の手続的保障（情報提供の範囲）

労災保険給付に係る情報を事業主に提供することとする場合、
どこまでの情報を提供することが妥当か。

- メリット制適用に係る情報の提供内容については、以下等が考えられる。
 - ・ 当該事業場に係るメリット料率の算定基礎となった**労災保険給付総額**（①のA）
 - ・ 当該事業場に係る**メリット料率計算式**（①、②すべて）

（メリット料率の計算方法）

- ①の「メリット収支率」を増減表※1に当てはめ、「メリット増減率」を判定
- この「メリット増減率」と非業務災害率※2を用いて、「**メリット料率**」を機械的に導出・決定

※1： 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第3等

※2： 非業務災害率＝それぞれの業種に設定されている労災保険率のうち、通勤災害、二次健康診断等及び複数業務要因災害に係る給付に充てる分の保険料率（業種を問わず 1000 分の 0.6）

$$\text{① メリット収支率} = \frac{\text{A: 業務災害に係る保険給付等} - \text{B: 計算上除く保険給付等}}{\text{C: 収納した保険料 (業務災害相当分)} \times \text{B': 調整率}} \times 100$$

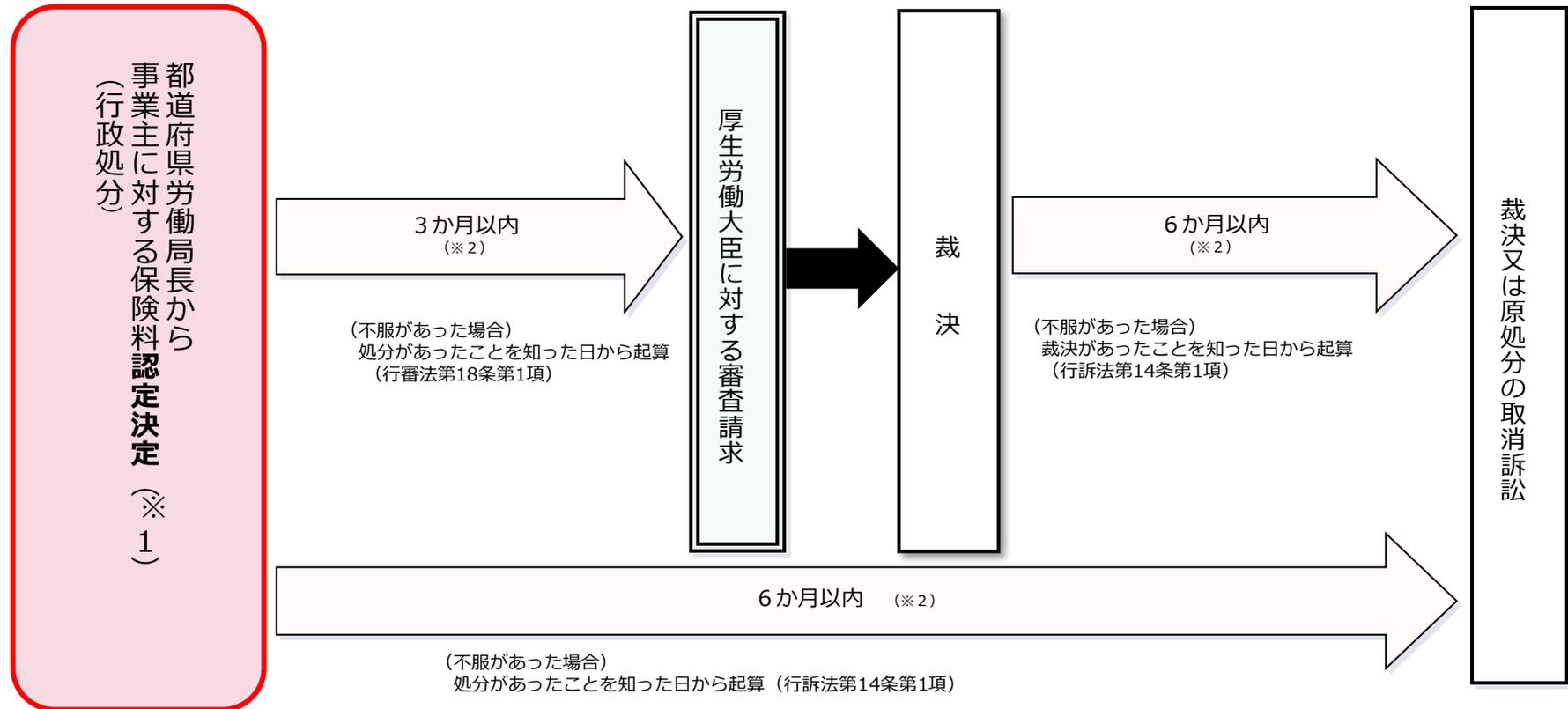
$$\text{② メリット料率} = (\text{該当業種の労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%)}{100} + \text{非業務災害率}$$

あんしん財団最高裁令和6年7月4日判決

- メリット制の適用を受ける事業主は、メリット収支率の算出の基礎とされた労災保険給付の支給決定処分について、メリット制が適用されることにより労働保険料が増額されることを理由として、取消訴訟を提起することはできない旨を判示。
- 同判決の理由において、メリット制の適用を受ける事業主は、「自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張できる」ことから、「(労災保険給付支給決定処分の原告適格を有しないと解したとしても)事業主の手續保障に欠けるところはない」旨言及。

(参考) 事業主がメリット制の適用について審査請求等を行う場合のフロー

- 労働保険に係る行政処分については、行政不服審査法に基づき審査請求等が行われる。



(※1) 申告書が提出されない又は申告書の記載に誤りがある場合に、労働局の職員が、帳簿書類の調査等により、労働者数や賃金総額等を確認する、算定基礎調査を実施し、徴収法15条3項及び19条4項に基づき、都道府県労働局長が、労災保険料の額を決定し、通知するもの。

(※2) 審査請求または取消訴訟は、処分があった日から1年経過したときはすることができない。

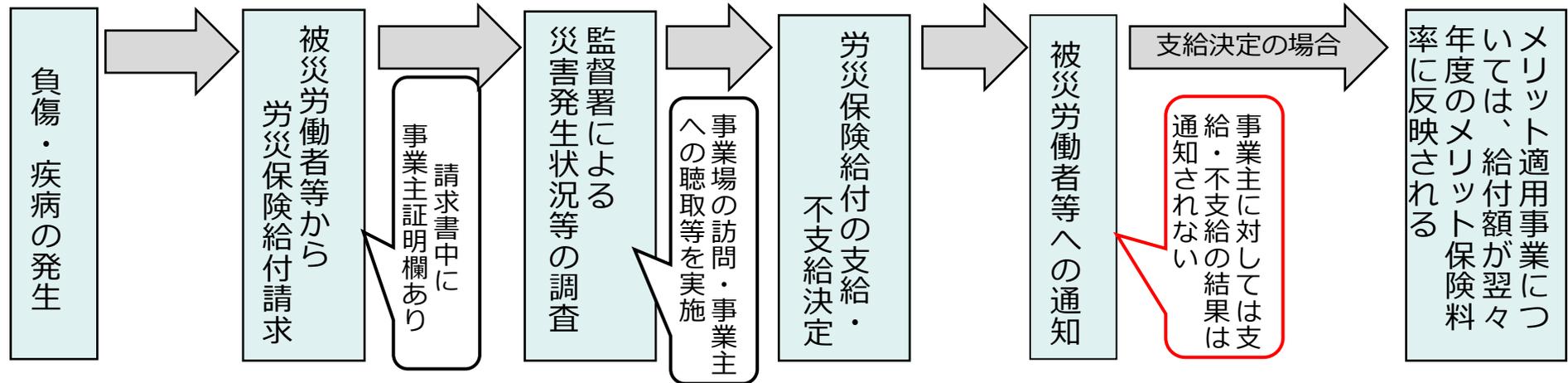
【論点②】支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについてどのように考えるか。

【論点②】支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて

○労災保険の給付申請が行われると、現在は、事業場への訪問や事業主への聴取等のほか、事業主の意見申出制度なども設けられている一方で、支給・不支給の決定結果について事業主に通知される仕組みは存在しない。

- 事業主が早期に労災事故防止に取り組む観点から、支給決定（不支給決定）の事実について事業主に通知することが必要ではないか。

現行の支給決定（不支給決定）の流れ



【参考】労災保険法施行規則

(保険給付に関する処分の通知等)

第19条 所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長は、保険給付に関する処分（法の規定による療養の給付及び二次健康診断等給付にあつては、その全部又は一部を支給しないこととする処分に限る。）を行つたときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人、申請人又は受給権者若しくは受給権者であつた者（次項において「請求人等」という。）に通知しなければならない。

2 (略)

23条の2 事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

2 前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長に提出することにより行うものとする。

一～四 (略)

五 事業主の意見